

＜呉市立広南中学校 生徒指導規程＞

第1章 総則

目的

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

本校の教育目標 『未来を創る』

第2章 学校生活に関すること

髪型

第2条 社会の一員としてふさわしい、中学生らしい髪型とし、次のことを禁止する。

- (1) 特異な髪型（パーマ、そり込み等）
- (2) 染色・脱色

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

化粧・装飾・装身具

第3条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅（色つき匂いつきリップクリームを含む）等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具の装着
- (4) 眉毛のそり落とし、睫毛の加工

2 違反があった場合、特別な指導を行う。

服装

第4条 校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際は、学校指定の制服または体操服を正しく着用すること。

- (1) 冬の服装 男女ともに学校指定の制服、カッターシャツ、体操服。
- (2) 夏の服装 男子・女子ともに、学校指定の制服、カッターシャツ、体操服。

2 自分の体調や季節・気象状況を自らで判断し、本校規定の校則に則った制服を正しく着用すること。

携帯電話

第5条 校内への携帯電話の持ち込みは禁止する。

第3章 特別な指導に関すること

問題行動への特別な指導

第6条 次の問題行動を起こした生徒については、教育上必要と認められる場合、状況に応じて、警察等関係機関との連携を行うとともに、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為

- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ② いじめ
- ③ カンニング
- ④ 家出および深夜徘徊
- ⑤ 無断アルバイト
- ⑥ 暴走族等への加入
- ⑦ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑧ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑨ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ⑩ 校内に携帯電話を持ち込む。また、使用する。

2 (1) (2) ①～⑦に関する行為については、原則として保護者に来校を求め対応する。

反省指導

第7条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導（別室反省指導・授業反省指導，奉仕活動等）
- (3) 家庭反省指導（週休日及び休日を活用して実施することができる）

第8条 反省指導は、原則として学校反省とする。ただし、状況によっては保護者と連携をとり家庭反省を行う場合がある。

2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 別室反省については他の生徒と極力接触せず静かに反省のできる場所とする。
- (2) 反省指導期間中に実施する定期考査等は別室で受験する。
- (3) 反省指導期間中に実施する学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

第9条 別室反省指導の期間は、問題行動の程度によって、別途協議して実施する。

第10条 携帯電話を校内に持ち込んだ場合の反省指導は次のとおりとする。

- (1) 携帯電話を学校で預かり，保護者へ返還する。
- (2) 繰り返される場合 2回目（1週間学校預かり），3回目（保護者を学校に召喚し，解約を促す。）